

「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（二次報告案）」の
日本語教師【初任】（活動分野：就労者，難民等，海外）に対する
研修内容等に対する国民からの意見募集の結果について（抜粋）

「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（二次報告案）」の日本語教師【初任】（活動分野：就労者，難民等，海外）に対する研修内容等について，国民の皆様へ御意見の募集を行いました。いただいた主な意見は別紙のとおりです。いただいた御意見につきましては，報告の取りまとめの参考にさせていただきます。今後は施策の検討や推進の参考にさせていただきます。なお，取りまとめの都合上，内容により適宜集約させていただきます。

今回の御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1. 国民からの意見募集の概要

- (1) 期間 平成31年11月26日（月）～平成31年1月15日（火）
 (2) 告知方法 文化庁ホームページ等
 (3) 意見受付方法 文化庁ホームページに掲載（FAX，電子メールで受付）

2. 意見の提出状況

- (1) 意見総数 : 101件（192項目）
 (2) 意見者内訳： 団体から計5件，個人から計96件

3. 内容ごとの意見の内訳

報告案 該当箇所	意見数
1-1. 就労者に対する日本語教育人材について指摘されている課題	32
1-2. 就労者に対する日本語教師（初任）に求められる資質・能力	22
1-3. 就労者に対する日本語教師（初任）研修における教育内容	14
1-4. 就労者に対する日本語教師（初任）研修の教育課程編成の目安	3
	計71
2-1. 難民等に対する日本語教育人材について指摘されている課題	4
2-2. 難民等に対する日本語教師（初任）に求められる資質・能力	7
2-3. 難民等に対する日本語教師（初任）研修における教育内容	8
2-4. 難民等に対する日本語教師（初任）研修の教育課程編成の目安	1
	計20
3-1. 海外に赴く日本語教育人材について指摘されている課題	19
3-2. 海外に赴く日本語教師（初任）に求められる資質・能力	13
3-3. 海外に赴く日本語教師（初任）研修における教育内容	7
3-4. 海外に赴く日本語教師（初任）研修の教育課程編成の目安	8
	計47
その他（1）日本語教師の資格について	28
その他（2）日本語教師に対する研修について	6
その他（3）その他	20
	計54

「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（二次報告案）」の
日本語教師【初任】（活動分野：就労者，難民等，海外）に対する
研修内容等に関する主な意見の概要 抜粋

※本概要は，寄せられた意見に基づいて，事務局の責任において作成したものである。

その他

(1) 日本語教育の資格について

- 大学の養成課程の新入生は入学時には日本語教師を希望するが，給与・待遇などを理由に断念することが多い。イメージアップが必要であり，そのために国家資格などの検討が必要ではないか。
- 法務省告示日本語教育機関の教員要件として求められる要件は最低限必要なものであり，今後も求められるべき。
- 通信講座や海外の養成講座修了者、地域の日本語教室で長年指導経験を持つ者などを「準有資格者」として研修機会を提供した上で，資格者と見なすような，日本語教師不足に対応した措置も検討すべきではないか。
- 教師の資格について，段階的な設定を検討してはどうか。現状の日本語教育能力試験は専門的な教育を受けていない者にはハードルが高いため，知識や技能を段階的に設定することで受験者の裾野を広げられるのではないか。
- 外国人材を受け入れる企業への教育も重要である。受け入れる側も外国人と働くことで生じる摩擦を理解し、共存することが求められるが，就労者と企業の間に入る日本語教師には高いスキルが求められる。
- 資格を認めた上で，数年ごとに研修を受けることによって その資格が継続するものとするのが現実的ではないか。
- 公的な資格を持つということが，教育機関の日本語教師のほか，企業内の日本語教育担当者の採用等への明確な動機付けとなり，日本語教育の必要性が社会に深く認知されるきっかけになると思う。
- 平成30年報告の教育実習の記載について，教育機関による差が大きいことから，教育実習の内容をより詳細に記載したほうが良いのではないか。
- 従来の言語教育観、教師養成観では多様な日本語学習者や多様な受講生に対応できない状況にある。日本語教師養成にあたる講師の養成が必要。
- 国内外の日本語学校や中等教育機関，高等教育機関などの日本語教育機関の現場で教壇実習先が確保されれば，授業見学と教育実習によりやりがいや自信につながり，卒業後の進路として日本語教師を選ぶ可能性が高まるため，国からの呼びかけを期待したい。

(2) 研修について

- 現職者研修のインセンティブを明確化する制度設計が必要。
- 日本語教師養成研修の多くは、法務省告示日本語教育機関の留学生を対象にした講座が主流ですが、児童生徒を対象にした日本語教師や、就労者を対象とした日本語教師の養成・研修プログラムを今後増やしてほしい。
- 初任研修や中堅研修は国内だけでなく、海外でも受けられるようにしてほしい。海外での研修の実施、Eラーニングやオンライン講座の開発や、実務経験などの一定の条件により自動的に資格が付与されるようにできないか。
- 日本語教育を普及するには、各種学校独自のOJTにとどまらず、広く研修機関の充実が求められる。大学や大学院、国際交流基金、国立国語研究所などの教育資源を活用すべき。
- 現職日本語教師に研修は必要であるが、資格制度の創設により、日本語教師及び日本語教育機関の負担にならないような実施体制が組まなければならない。
- 日本語教師の研修は試行段階であることから拙速に制度化すべきではない。
- 独自に研修を実施できる日本語教育機関は非常に限られていることから、全国の日本語教師が研修を受講できるよう、配慮していただきたい。

(3) その他

- 420 単位時間以上の日本語教師養成研修は届出制ではなく、設置認可として教育の質的担保を図るよう検討すべきである。また、定期的な実地調査を行い、質の担保を測るようにはどうか。

以上